

諫早市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年4月9日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和6年度財政援助団体等（補助金交付団体）監査結果報告

1 監査の対象

- ・ 社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（補助金交付団体）
- ・ 諫早市こども福祉部地域福祉課（補助金の所管課）
障害福祉課（補助金の所管課）
諫早市健康保険部地域包括ケア推進課（補助金の所管課）

2 監査の期間

令和6年11月5日（火）から11月22日（金）まで

3 実地監査

令和6年11月13日（水）

4 監査の方法

令和5年度における社会福祉法人諫早市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行で、当該団体に対する市からの補助金に係るものについて、当該団体から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続を実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体の実地監査を行い、事業概要の聴取、質疑応答を行った。

所管課については、提出された関係書類に基づき、補助金交付に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 補助金交付団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。
- ② 補助金交付申請書の提出、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ④ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ⑤ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑥ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

- ⑦ 会計処理上の責任体制は確立しているか。
- ⑧ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

(2) 所管課関係

- ① 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金に関する規程の内容は明確か。
- ③ 補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ④ 補助金の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑦ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

6 監査の結果

令和5年度における社会福祉法人諫早市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行で、当該団体に対する市からの補助金に係るものについては、おおむね適正に執行されており、特に指摘すべき事項等は見受けられなかった。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。